附属機関等の概要

別記様式2

(令和3年12月15日現在)

担当部課名 総合政策部地域行政	局市町村課	内線	23-528
-----------------	--------------	----	--------

等の名称 北海道本人確認情報保護審議会								
、「懇談会」の別		附属機関						
平成14年8月5E]							
住民基本台帳法								
<目的>								
住民基本台帳法第30条の40第1項の規定により、市町村長から知事に通知される本人確認情報(※)の保護に関する審議会を設置。 ※本人確認情報:住民票の記載事項である氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、住民票コード及び付随情報(住所の変更年月日等)								
(1)住民票コードの利用制限に違反した者に対し、知事が中止命令を発する場合 に、意見を述べること。								
(2) 知事の諮問に応じ、本人確認情報の保護に関する事項(情報の漏えい防止等の 安全確保措置、苦情処理体制のあり方等)を調査審議し、及びこれらの事項に 関して知事に建議すること。								
1 委員(構成員)数	Ż	7名	【定数:	7 名】				
(うち女性委員)		2名						
(うち公募委員)		0名	【公募枠:	0 名】				
現在委員を委嘱していない場合はその理由(
2 部会等の設置状況								
	名称	委員数(うち)	女性委員)					
	なし							
公開・非公開・非公開・未決定の別								
公開できない理由(非公開・一部非公開の場合)								
住民基本台帳ネットワークシステムの管理に関する会議資料については、当該システム の情報セキュリティ対策に関する事項が含まれていることから非公開としている。								
	「想談会」の別 平成14年8月5日 住民基本台帳法 <目的> 《所掌事項、議題 1 委員の方ち公委のの設置は 公開・すきない理会 会別では、基本のの設置は 公開・すきない理会 会別では、基本のの設置は	、「懇談会」の別 平成14年8月5日 住民基本台帳法 <目的> 住民基本台帳法 (目的> 住民基本台帳法第30条の4 本人確認情報(※)の保護に「※本人確認情報:住民票の記憶民票コード及び付随情報(値、意見を述べること。 (2)知事の諮問に応じ、本安全確保措置、苦情処理関して知事に建議すること 1 委員(構成員)数(うち女性委員)(うち公募委員)現在委員を委嘱していない場合はその理由 2 部会等の設置状況 名称 なし 公開・非公開 ・部非公開 ・一部非公開の場 住民基本台帳ネットワークシステムの管	不成14年8月5日 住民基本台帳法 日的 住民基本台帳法 全民基本台帳法 全民基本台帳法 全民基本台帳法 全民基本台帳法 全民基本台帳法 全民 本人確認情報 (※)の保護に関する審議会を ※本人確認情報 (住民票の記載事項である氏住民票コード及び付随情報 (住所の変更年月 に、意見を述べること。	「懇談会」の別 甲成14年8月5日 住民基本台帳法	、「懇談会」の別 附属機関 平成14年8月5日 住民基本台帳法第30条の40第1項の規定により、市町村長から知事に通り 本人権認情報(※)の保護に関する審議会を設置。 ※本人権認情報:住民票の記載事項である氏名、生年月日、性別、住所、個人住民票コード及び付随情報(住所の変更年月日等) 〈所掌事項、議題等〉 (1)住民票コードの利用制限に違反した者に対し、知事が中止命令を発すに、意見を述べること。 (2)知事の諮問に応じ、本人確認情報の保護に関する事項(情報の漏えい) 安全確保措置、苦傷処理体制のあり方等)を調査審議し、及びこれらの認関して知事に建議すること。 1 委員(構成員)数 7名 (定 数: 7 名) (うち女性委員) 2名 (公募枠: 0 名) 現在委員を委嘱していない場合はその理由(2 部会等の設置状況 名称 委員数(うち女性委員) なし 公開・非公開・非公開・一部非公開の場合) 仏開できない理由(非公開・一部非公開の場合) 住民基本台帳ネットワークシステムの管理に関する会議資料については、当該システム			